

【目次】

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス
 2. 公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（中間とりまとめ）に関する意見募集について
-

1. 公益法人運営のワンポイントアドバイス
-

■会計監査人の設置について

今回は、会計監査人の設置基準についてご説明します。

まず、会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければなりません（一般社団・財団法人法第 68 条）。

公益法人は、一般社団・財団法人以上に適正な財務書類の作成が求められますので、認定基準である認定法第 5 条第 12 号により会計監査人を置いているものであることが必要となります。

ただし、認定法施行令第 6 条により一定の基準に達しない公益法人については、監査の負担を考慮し会計監査人の設置を要しないこととなっています。具体的には、以下の①～③すべてを充たす場合には会計監査人の設置は義務付けられません（いずれも、最終事業年度における財務諸表によります）。

- (1) 収益の額が 1,000 億円未満
- (2) 費用及び損失の額の合計額が 1,000 億円未満
- (3) 負債の額が 50 億円未満

※一般社団・財団法人については、負債の額が 200 億円を上回る場合には、会計監査人の設置が義務付けられています（一般社団・財団法人法第 2 条、第 62 条及び第 171 条）。

上記の基準により法令上会計監査人を置くことが義務付けられていない場合であっても、会計監査人を設置することは可能です。会計監査人を設置するためには、実際にその選任を行う必要があることはもちろんですが、その前提として定款に会計監査人を置く旨を定めることが必要となります（一般社団・財団法人法第 60 条第 2 項）。なお、会計監査人を設置していない場合でも、任意で公認会計士等（監査法人を含む）による財務諸表等の会計監査を受けることは可能です。

※前回のメールマガジン（令和 2 年 9 月 2 日発行）の「公益法人運営のワンポイントアドバイス」の補足

前回のメールマガジン（令和 2 年 9 月 2 日発行）の「公益法人運営のワンポイントアドバイス」では、公益目的事業の実施区域の判断に関し、具体的な例をお示しつつ、法人自らが県境を越えて他の都道府県で事業を実施しているとは評価されない場合などは、行政庁は、都道府県の知事になる旨のご説明をしたところです。

これについて、所管の行政庁は外形的に判断されるところ、説明では、事業の実態の考慮も要するよう見える旨のお問合せをいただきました。

お問合せのとおり、現行制度では、所管の行政庁は法人及び行政庁の双方にとって外

形的に判断できる基準が望ましいとの考えの下、法人の事務所が所在する場所と事業を行う地理的範囲とに着目して、所管の行政庁を定めることとしており、この考え方を変更するものではありません。その上で、前回のメールマガジンでは、その「外形的な判断」を行うに際しての、より具体的な考慮を要する場合の考え方についてお示ししたところです。

なお、前回のメールマガジンの内容に関しては、「公益法人制度等に関するよくある質問（FAQ）」の問I-9-①に詳細な記載がありますので、必要に応じてご参照いただけますと幸いです。

2. 公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（中間とりまとめ）に関する意見募集について

公益法人のガバナンスの更なる強化等について必要な検討を行うため、内閣府特命担当大臣（規制改革）の下、「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」が開催されており、この度、中間とりまとめが行われました。

また、令和2年9月15日（火）から、「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（中間とりまとめ）」についてのパブリックコメント（意見募集手続）が実施されています。

詳細については以下をご確認ください。

○「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（中間とりまとめ）」に関する御意見受付（e-Gov トップページ）

<https://www.e-gov.go.jp/>

（パブリックコメント情報から「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（中間とりまとめ）」に関する意見募集」と検索ください。）

○公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議

https://www.koeki-info.go.jp/regulation/governance_meeting.html

このメールマガジンは送信専用メールアドレスから配信されています。

◇新規登録・登録解除（配信停止）、バックナンバー参照はこちらから

<https://www.koeki-info.go.jp/other/maimagazine.html>

[内閣府 公益法人メールマガジン]

発行：内閣府公益認定等委員会事務局総務課広報担当

〒105-0051 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル12階

TEL:03-5403-9586

Mail:koeki-seminar.s8h/アットマーク/cao.go.jp

送信の際は「/アットマーク/」を「@」に置き換えてください。

<国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト：公益法人 Information>

<https://www.koeki-info.go.jp/index.html>

COPYRIGHT(C)2020 Cabinet Office, Government of Japan. ALL RIGHTS RESERVED.

本メールの無断転載を禁止します。